



令和 5 年 8 月 17 日

空港課 施設担当

担当者 中原、白濱

内線：1441、1553 TEL：0952-25-7104

E-mail：kuukou@pref.saga.lg.jp

佐賀空港滑走路延長事業計画段階環境配慮書を公表します

佐賀県が実施する佐賀空港滑走路延長事業について、環境影響評価法第 3 条の 3 第 1 項に基づき、「佐賀空港滑走路延長事業計画段階環境配慮書」を作成しましたので、8 月 18 日（金曜日）から公表します。

つきましては、環境保全の見地からご意見がある方は、どなたでも意見書を提出することができます。

記

- 1 公表期間 令和 5 年 8 月 18 日（金曜日）から 9 月 19 日（火曜日）まで
※土日祝日除く平日 8 時 30 分から 17 時 00 分まで
- 2 公表場所
 - ・佐賀県庁 行政の窓口
 - ・佐賀空港事務所
 - ・佐賀市役所 総務部 総務法制課
 - ・佐賀市役所川副支所 総務・地域振興グループ
 - ・白石町役場 総合戦略課
 - ・柳川市役所 市民部 生活環境課
- 3 意見書提出期間 令和 5 年 8 月 18 日（金曜日）から 9 月 26 日（火曜日）17 時まで（FAX・メール・郵送にて）
※郵送の場合は当日消印有効
- 4 事業の概要
(1) 対象事業の名称 : 佐賀空港滑走路延長事業

- (2) 事業の実施主体 : 佐賀県
- (3) 対象事業の種類 : 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業
- (4) 事業実施想定区域 : 佐賀市川副町

【添付資料】縦覧について
意見書の提出について
意見書様式

佐賀空港滑走路延長事業計画段階環境配慮書

縦覧について

- 1 縦覧期間は、令和5年8月18日(金)から令和5年9月19日(火)までの土曜日、日曜日、祝日を除く平日とします。
- 2 縦覧時間は、午前8時30分から午後5時00分までです。
- 3 縦覧場所は、以下「縦覧場所一覧」に示すとおりであり、縦覧場所には、「計画段階環境配慮書」、「要約書」の図書のほか「概要」、「縦覧について」、「意見書の提出について」、「意見書様式」の資料を配置しております。

(縦覧場所一覧)

- ・佐賀県庁 行政の窓口（佐賀県佐賀市城内1丁目1-59）
 - ・佐賀県 佐賀空港事務所（佐賀県佐賀市川副町犬井道9476-187）
 - ・佐賀市役所 総務部 総務法制課（佐賀県佐賀市栄町1-1）
 - ・佐賀市役所川副支所 総務・地域振興グループ（佐賀県佐賀市川副町大字鹿江623-1）
 - ・白石町役場 総合戦略課（佐賀県杵島郡白石町大字福田1247-1）
 - ・柳川市役所 市民部 生活環境課（福岡県柳川市本町87-1）
- 4 配慮書及び要約書は、インターネットでも縦覧しております。また、意見書様式もダウンロードできますのでご活用ください。
佐賀空港ホームページ：
<https://www.pref.saga.lg.jp/airport/kiji00398142/index.html>
 - 5 縦覧は、所定の場所で行うものとし、所定場所以外への持ち出し、貸出は禁止いたします。
 - 6 配慮書等の複写については、縦覧場所では対応しておりません。ホームページよりダウンロードをお願いします。
 - 7 配慮書の縦覧に関する全ての質問については、佐賀県地域交流部空港課にお問い合わせください。

佐賀県 地域交流部 空港課 施設担当
佐賀市城内一丁目1番59号
TEL 0952-25-7104
時間 午前8時30分～午後5時15分

佐賀空港滑走路延長事業計画段階環境配慮書

意見書の提出について

- 1 配慮書について環境の保全の見地から意見を有する方は、どなたでも意見を提出することができます。
- 2 意見は、日本語により環境保全の見地からの意見を、理由を含めて記載してください。
- 3 提出者は、氏名及び住所(法人その他団体にあたっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、配慮書の名称(様式には記載しています。)、環境保全の見地からの意見及び理由を記載してください。
- 4 意見書を提出する場合は、別添「佐賀空港滑走路延長事業計画段階環境配慮書に対する環境保全の見地からの意見書」の意見書様式を使用して提出してください。
- 5 意見書様式は、縦覧場所に配置しております。また、佐賀空港のホームページよりダウンロードできます。
佐賀空港ホームページ：
<https://www.pref.saga.lg.jp/airport/kiji00398142/index.html>
- 6 意見書は、郵送、メール、FAXのいずれかの方法で提出してください。なお、意見書の提出に要する費用は、提出される方でご負担ください。
- 7 意見書の提出期間は、令和5年8月18日(金)から令和5年9月26日(火)までです。FAX又はメールによる提出の期限は、9月26日の午後5時までです。また、郵送の場合は、9月26日の消印まで有効です。

提出先

〒840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県地域交流部空港課

TEL:0952-25-7104

FAX:0952-25-7318

Mail:kuukou@pref.saga.lg.jp

佐賀空港滑走路延長事業計画段階環境配慮書に対する
環境保全の見地からの意見書

佐賀県知事 山口 祥義 様

〒

住 所 _____

氏 名 _____

佐賀空港滑走路延長事業計画段階環境配慮書について、環境保全の見地から次のとおり意見を述べます。

1. 意見内容

2. 上記意見の理由

1. 法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入のこと
2. 意見及びその理由については日本語で記入のこと
3. 意見書の提出は、FAX又はメールの場合は、9月 26 日(火)の午後5時までの送付、郵送の場合は、9月 26 日(火)の消印まで有効

【提出先】

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県地域交流部空港課
TEL:0952-25-7104 FAX:0952-25-7318
Mail:kuukou@pref.saga.lg.jp